四、読売新聞ＩＣ湯浅こと池邊正晴に対する件

平成一二年（排）第五号

排除命令

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅二八九四番地
読売新聞ＩＣ湯浅こと
池邊正晴

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　読売新聞ＩＣ湯浅こと池邊正晴は、同人が、平成一一年四月ころから同年五月ころまでの間に、和歌山県有田郡の湯浅町（大字田の地域を除く。）及び吉備町

大字熊井の地域において、読売新聞統合版を購読する者に対して、景品類として景品表示法第三条の規定に基づく「新聞業における景品類の提供に関する事項の制限」（平成一〇年公正取引委員会告示第五号）第一項第二号イに規定する範囲を超えて商品券等を提供し、同項の規定に違反した旨及び今後このような行為を再び行わない旨を、速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同人は、前項に基づいて行った公示について、速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　読売新聞ＩＣ湯浅こと池邊正晴（以下「読売新聞湯浅」という。）は、肩書地に営業所を置き、日刊新聞の販売業を営む事業者であって、和歌山県有田郡の湯浅町（大字田の地域を除く。以下同じ。）及び吉備町大字熊井の地域において、読売新聞を販売している。

二　読売新聞湯浅は、平成一一年四月ころから同年五月ころまでの間に、和歌山県有田郡の湯浅町及び吉備町大字熊井の地域において、いわゆる新聞の拡張員（新聞販売業者の依頼を受けて新聞購読の勧誘をする者）又は従業員をして家庭を訪問させ、読売新聞統合版を六か月間購読する者に対し、三、〇〇〇円相当の商品券を、一二か月間購読する者に対し、五、〇〇〇円又は三、〇〇〇円相当の商品券を、二四か月間購読する者に対し、一〇、〇〇〇円又は五、〇〇〇円相当の商品券を、三六か月間購読する者に対し、五、〇〇〇円相当の商品券を提供するなど、読売新聞統合版を三か月以上購読する者に対し、景品類として一、〇〇〇円以上の価額の商品券等を提供し、読売新聞

統合版の購読の勧誘を行っている。

三　新聞販売業者が新聞を三か月以上購読する者に対して懸賞によらないで提供することができる景品類の価額は、「新聞業における景品類の提供に関する事項の制限」第一項第二号イの規定により、当該新聞の三か月分の購読料金の百分の八に相当する金額の範囲内であるところ、読売新聞統合版の一か月分の購読料金が三、〇〇七円であることから、読売新聞湯浅が前記二記載の購読者に対して懸賞によらないで提供することができる景品類の最高額は七二一円である。したがって、前記二記載の景品類の価額は、この制限を超えるものである。

法令の適用

前記事実によれば、読売新聞湯浅の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「新聞業における景品類の提供に関する事項の制限」第一項第二号イに規定する範囲を超える景品類を提供するものであって、同項の規定に違反す

るものである。

よって、主文のとおり命令する。

平成一二年三月一五日

公正取引委員会

委員長　根來泰周

委員　柴田章平

委員　糸田省吾

委員　黒河内久美

委員　本間忠良